

公取委の行為の行為は二重行政

法律も通達も全て司法まかせ

(近畿地協)

2012年2月20日 大阪市北区 PLP 会館で第35回定期総会を開きました。

全自交近畿地協は2月20日、大阪市北区・PLP会館において第35回定期総会を開催し、2011年度活動を総括すると共に新年度運動方針を決定しました。

主催者挨拶で塚本議長は「昨年から腹の立つ事が多すぎる」と、司法や行政、悪質事業者に対する批判を展開しました。

また「昨年12月21日に出された新潟の公取よる排除措置命令と2億3千万の課徴金納付命令はタク特措法に基づく行政指導に従って運賃を下限に引き上げた事で、同じ行政機関である公取に処分を下されるという典型的な二重行政であり、国土交通省が示した自動認可運賃は強制するものではないという言い逃れも容認出来ない。



また大阪地裁のワンコイン八尾と新金岡交通の行政訴訟における判決で、加重処分は違法であり、その根拠である7.11通達も道運法の趣旨・目的から逸脱していると判断した三権分立は分かるが最終権限が司法に渡ってしまえば福祉や交通の施策などでも、司法で判断が逆転する可能性があるということになり、そんなことが罷り通るなら法律や通達も全て司法にお伺いを立てなければ施行出来ないことになる。エムケイが、大阪と神戸でタクシー・ハイ

ヤー運賃の変更申請を行ったが、大阪で3 km800円の申請を2 km 500円、神戸で2 km 550円を1.8 km 480円などとしている。しかしタクシーをハイヤーに転用する事が減車と見なされるのを悪用し、その運賃を距離制としてタクシーと同じ水準に設定することで実質タクシーとして運用しタクシーの最高乗務距離規制をも逃れられるメリットも生じる。非常に巧みな戦術をとっているが、こういった事が認められると正義はなくなり、減車などに協力した事業者が行政を信用しなくなる。産業を良くしようという話と別のところで個人企業の身勝手が通用するような国家になってしまう。」と述べ、締めくくりに「我々はタクシー事業法によって産業形態をしっかりと足固めをしなければならず、合わせて特措法における協議会で適正化・活性化を話し合っていくことが大切で、これをやらないと労働者の生活は確保出来ない。」と方向性を示しました。

来賓として全自交労連より、伊藤実中央執行委員長が出席し、東京地連再建・関東地協再編の報告後、2012春闘について「厳しい状況下であるがハイタク労働者の生活改善へ向け、少しでも賃金の上積みがはかれるよう、全力で取り組もう」と呼びかけました。